

平成29年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会議事概要

平成29年8月24日開催

1 県の動物愛護管理業務のあり方について

事務局から、今後の動物愛護管理のあり方に係る検討方針について説明し、了承された。
なお、委員から次の意見があった。

○県の動物愛護管理業務の課題と今後の取組案（資料1ページ）

- ・災害時の動物救護対策について、動物愛護センターの業務として位置付けるべきである。

○今後の具体的取組方針案 動物愛護教育の強化（資料2ページ）

- ・動物愛護教育は、動物愛護の基本であり、さらに強化していく必要がある。
- ・動物愛護教育の強化のためには、動物愛護センターに訪れる人を増やすような対策が必要である。

（具体例）

処分施設とは別の施設であること

交通の便が良いこと

気軽に遊びに行ける、公園のような施設であること など

○今後の具体的取組方針案 収容頭数の削減対策（資料3ページ）

- ・適正飼養や不妊去勢手術の推進が重要であり、動物愛護教育が必要である。

○今後の具体的取組方針案 返還譲渡促進（資料4ページ）

- ・返還譲渡の促進のためには、収容した犬猫の健康管理が最も重要である。
- ・健康管理だけでなく、子犬や子猫の社会化のためにも、収容動物の運動スペースがあることが望ましい。

○今後の具体的取組方針案について、特に重点的に実施すべき業務は次のとおり

- ・動物愛護教育、適正飼養指導の強化
- ・地域との協働による野良犬対策、地域猫対策の推進
- ・不妊去勢手術の促進強化
- ・収容した犬猫の健康管理の徹底

2 動物愛護センターの機能のあり方について

動物愛護センターの機能について、委員から次のような意見があった。

○感染症対策を含めた健康管理を適切に行えるよう、個別管理可能な施設を整備すべき

○不妊去勢手術や治療を適切に行うため、吸入麻酔設備の整備を含めて、施設整備を検討すべき

○譲渡を促進するため、譲渡用の展示施設を充実させるべき

○動物愛護教育の機会を増やすため、広く県民に遊びに来ていただけるような施設にするべき

○災害時に、被災した動物の収容等が可能な施設とするべき

3 その他

災害時の動物救護対策について、委員から次のような意見があった。

○災害時の動物救護対策については、自治体ごとに対策を講じるのではなく、県が中心となつて、広島県内全体で対応すべき